

## 9 資料

### 障がいのある人を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法(「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」)は虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障がいのあるなしにかかわらず一人ひとりが大切にされ安心して生活できるよう、虐待の防止に取り組みましょう。

#### ○障がい者虐待の種類

障害者虐待防止法では障害者虐待を以下の3種類に分けています。

##### (1)養護者による虐待

家族や親族、同居する人によるもの

##### (2)障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等で働いている職員によるもの

##### (3)使用者による虐待

障がい者を雇って働かせている事業主等によるもの

#### ○障がい者虐待の例

次のような行為は障がい者虐待に該当します。虐待の意図を持っているかどうかは問いません。

##### (1)身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状況にすること(殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める等)

##### (2)性的虐待

障がい者に無理やり、または同意とみせかけて、わいせつなことをしたり、させたりする(裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる等)

##### (3)心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること(怒鳴る、ののしる、悪口を言う、わざと無視する等)

##### (4)放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること(十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療・福祉サービスを受けさせない等)

##### (5)経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと、また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと(年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等)

### ○障害者虐待を防ぐために

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。

介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、家族など養護者が抱える問題の解決につながります。

### ○相談・通報先

障がい者虐待の相談や通報の情報は慎重に取り扱われます。「あれ?」「ちょっとおかしいかな」など気になることがありましたら、まずは下記へご相談ください。

【松本市障害者虐待防止センター】

障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、国、県、市等の行政機関や民間事業者による「障がいを理由とする差別」をなくし、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、ともに生きる、共生社会をつくることを目的としています。

### ○法律の内容

国、県、市等の行政機関や民間事業者が、事業を行うにあたり、障がいのある人に対し、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障がいのある人から求められた社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮を提供することを、行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

### ○不当な差別的取扱いとは

障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障がいのない人に対しては付さない条件を付けたりするような行為です。

・具体例1:視覚障がいがある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。

・具体例2:障がいを理由に窓口対応を拒否する。

### ○合理的配慮とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過重な負担にならな

い範囲で、社会的障壁を取り除くよう必要な合理的配慮を行うことです。

- ・具体例1:段差がある場合に、車いす使用者を補助する。
- ・具体例2:筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。

#### ○民間事業者等での合理的配慮の提供

障害者差別解消法が対象とする事業者は、企業、店だけでなく、個人事業者、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。事業を継続するうえで過重な負担とならない範囲で、合理的な配慮に努めることとされています。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

合理的配慮等の具体的な事例は、内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」に掲載されています。

ホームページアドレス <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

#### ○松本市の障がい者差別に関する相談窓口

障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

(メールアドレス [s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp](mailto:s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp))

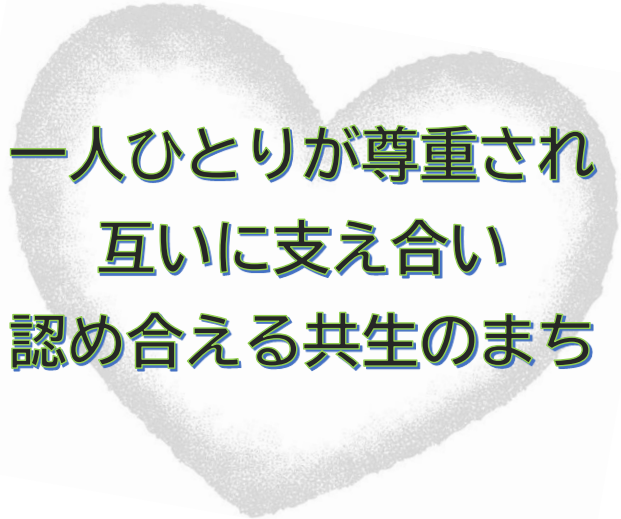
#### ○長野県の障がい者差別に関する相談窓口

障がい者支援課 電話026-235-7101 FAX026-234-2369

(メールアドレス [fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp](mailto:fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp))

# 松本市第4次障がい者計画

## 基本理念



一人ひとりが尊重され  
互いに支え合い  
認め合える共生のまち